

住宅リフォーム助成制度の流れ（追加募集）

交付申請書（変更申請書を含む。）及び工事完了届の提出は、代理人（施工業者も可）又は郵送でも構いません。ただし、助成金（市内共通商品券）の受領は、原則として、ご本人（申請者）が防府商工会議所の窓口で行ってください。やむを得ない事情により、代理人に依頼される場合は、委任状が必要になります。

1.申請書の提出 … 平成23年7月15日～12月28日の間（郵送の場合は、前記期間内の消印有効）に必要な書類を添えて防府商工会議所へ。

※ 追加募集の交付決定は、交付申請の提出順（先着順）となります。

交付申請に添付する書類については、「チェックリスト（必要書類等一覧）」でご確認ください。

交付決定通知書は、申請書を受け付けた日から10日以内に発送します。

※ 増改築等の場合は、建築確認申請書（ただし、防火及び準防火地域以外の10㎡未満の増改築等については、建築確認申請書の提出は不要。）の写しを添付していただくとともに、工事完了届の提出時においては検査済証の写しを添付してください。

2.書類審査 … 交付決定通知書交付（郵送）

助成金交付決定後に、工事内容又は工事金額に変更が生じた場合は、必ず防府商工会議所または防府市商工振興課にご相談ください。

3.工事着手～工事完成 … 工事完成後14日以内に、工事完了届に必要な書類を添えて防府商工会議所へ提出

助成金の交付決定以後に工事に着手してください。
工事は、平成24年1月31日までに完了してください。
工事完了届に添付する書類については、「チェックリスト」でご確認ください。

※1 写真が不備の場合は、助成金の交付決定を取り消す場合があります。
※2 工事完了届の提出後、現地検査（防府商工会議所担当者が着手前及び完成後の写真に基づく工事実施の確認）等による工事の確認を行います。

4.書類審査 … 助成金確定通知書交付（郵送）

助成の対象となる工事の中に、本市で実施している他の助成等を受けている工事が含まれていないことを確認した後、通知書と合わせて、請求書を郵送します。

5.請求書の提出 … 市内共通商品券の交付（申請者→防府商工会議所）

請求書の額と同額の市内共通商品券を交付しますので、申請者（代理の場合は、委任状が必要）は、防府商工会議所の窓口へ請求書と申請者の認印をご持参ください。

※請求者・代理人ともに本人が確認できるもの（免許証・保険証など）をご持参ください

制度に関する 問合せ先： 〒747-0034 防府市天神一丁目6番37号
防府市商工振興課（Tel25-2147、FAX25-4537）

各書類の提出先： 〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号
防府商工会議所（Tel22-4352、FAX22-4763）